

津波対策編

目次

津波対策編

第1編 津波災害予防計画	2
第1章 津波災害予防対策の基本的考え方	3
第2章 防災思想・知識普及計画	4
第1節 職員に対する教育	4
第2節 教職員及び児童生徒等に対する教育及び啓発	4
第3節 住民に対する防災知識の普及	5
第4節 町の活動	7
第5節 関係機関の活動	7
第6節 普及の際の留意点	7
第3章 住民の津波防災対策	9
第1節 住民の果たすべき役割	9
第2節 町の活動	10
第3節 自主防災組織等の活動	10
第4節 地域における自主防災活動の推進	10
第4章 事業者の津波防災対策	11
第1節 事業者等の果たすべき役割	11
第5章 業務継続計画の策定	12
第1節 業務継続計画の策定	12
第2節 基本方針	12
第3節 計画策定の考え方	12
第6章 ボランティアによる防災活動	13
第1節 災害救援ボランティアの養成・登録等	13
第2節 災害救援ボランティアの活動環境の整備	13
第3節 ボランティアの果たすべき役割	13
第7章 津波避難訓練の実施	14
第1節 町の活動	14
第2節 訓練実施の留意点	14
第3節 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用	14
第8章 津波に強いまちづくり	15
第1節 海岸保全施設等の整備の基本的考え方	15
第2節 津波に強い地域の形成	15
第9章 津波避難体制	16
第1節 伝達体制の整備	16
第2節 津波警戒等の周知徹底	16
第3節 指定緊急避難場所等の指定及び周知等	17
第4節 避難関連施設の整備	19
第5節 津波からの防護・避難のための施設の整備等	20
第6節 住民等の避難誘導體制	20
第7節 交通対策	21
第8節 町が管理又は運営する施設に関する津波対策	22
第10章 緊急物資確保対策	24
第1節 食料及び生活必需品等の確保	24
第2節 飲料水の確保	25
第3節 物資供給体制の整備	25
第11章 医療救護体制確保計画	27
第1節 医療救護体制の確保	27

第2節	初期医療体制の整備	27
第3節	災害情報の収集・連絡体制の整備	27
第4節	難病患者等の状況把握	27
第5節	医薬品、医療資機材等の確保体制の整備	28
第6節	災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施	28
第7節	住民及び自主防災組織が実施すべき事項	28
第12章	防疫・衛生、廃棄物等の処理計画	29
第1節	防疫・衛生体制	29
第2節	保健衛生活動体制の整備	29
第3節	し尿処理体制の確保	29
第4節	廃棄物処理体制の確保	29
第5節	廃棄物等の処理体制の整備	30
第13章	要配慮者の支援対策	31
第1節	「要配慮者」と「避難行動要支援者」	31
第2節	避難支援等関係者	31
第3節	避難行動要支援者の把握、名簿及び個別避難計画作成、名簿情報共有	31
第4節	個別避難計画の作成	33
第5節	外国人、訪問客等への配慮	33
第6節	避難体制の確立	33
第7節	避難支援等関係者の安全確保	34
第8節	防災教育・訓練の充実	35
第9節	備蓄物資の整備	35
第10節	要配慮者の心得	35
第11節	指定避難所等における支援体制	35
第12節	社会福祉施設等管理者の活動	36
第14章	広域応援体制の整備	37
第1節	全県的な消防相互応援体制の整備	37
第2節	全県的な防災相互応援体制の整備	37
第3節	協定の充実	37
第4節	応援要請体制等の整備	38
第5節	受援計画の策定・運用	38
第15章	情報通信システム整備計画	39
第1節	情報収集・連絡体制の整備	39
第2節	通信施設の運営管理	39
第3節	各種情報システムデータのバックアップ保管	39
第4節	防災情報システムの拡充整備	40
第5節	地震発生時の職員参集システムの整備	40
第16章	ライフラインの耐浪化	41
第1節	水道施設	41
第2節	下水道施設	41
第3節	電力施設	41
第4節	ガス施設	41
第5節	電信電話施設	41
第6節	廃棄物処理施設	41
第17章	公共施設等の津波対策	42
第1節	浸水危険性の低い場所への施設の整備	42
第2節	浸水危険性の低い場所への誘導	42
第18章	危険物等施設の安全確保	43
第1節	高圧ガス施設	43
第19章	災害復旧・復興への備え	44
第1節	平常時からの備え	44

第2節	複合災害への備え	44
第3節	災害廃棄物の発生への対応	45
第4節	各種データの整備保全	45
第5節	地震保険の適用	45
第6節	保険・共済の活用	45
第7節	り災証明書交付体制の整備	45
第8節	復興事前準備の実態	46
第2編	津波災害応急対策	47
第1章	災害発生直前の対策	48
第1節	津波警報等の伝達	48
第2節	避難指示	52
第2章	応急措置の概要	54
第1節	町のとるべき措置	54
第2節	県のとるべき措置	54
第3節	住民のとるべき措置	54
第4節	関係機関のとるべき措置	55
第3章	防災組織及び編成	56
第1節	町の防災組織	56
第2節	活動体制	57
第4章	通信連絡活動	71
第1節	通信連絡手段	71
第2節	情報システムの確保	73
第5章	災害情報報告活動	74
第1節	情報活動の強化	74
第2節	情報の処理	75
第3節	県災害対策本部に対する報告及び要請	76
第4節	その他の情報活動	78
第6章	広報活動	79
第1節	町の活動	79
第2節	関係機関の活動	80
第3節	住民が必要な情報を入手する方法	80
第4節	広聴活動	81
第5節	安否情報の提供	81
第7章	避難活動	82
第1節	高齢者等避難及び避難の指示等	82
第2節	警戒区域の設定	84
第3節	避難誘導の実施	85
第4節	指定避難所等の設置及び避難生活	87
第5節	学校、幼稚園、保育所、診療所等における避難対策	90
第6節	避難状況の報告	91
第7節	他市町への避難者受入れの要請、他市町村からの避難者の受入れ	91
第8節	避難地区の警戒警備	91
第8章	緊急輸送活動	92
第1節	緊急輸送の実施体制及び輸送の優先順位	92
第2節	緊急輸送体制の確立	92
第3節	応援要請	94
第4節	記録等	94
第9章	交通応急対策	95
第1節	交通の確保対策	95
第2節	交通規制の実施	96
第3節	道路交通確保の措置	97

第 4 節	緊急通行車両の確認等	97
第 10 章	消防活動	100
第 1 節	消防活動の基本方針	100
第 2 節	消防機関の活動	100
第 3 節	消防活動の応援要請	102
第 11 章	水防活動	104
第 1 節	水防活動	104
第 2 節	河口部・海岸部の水門等の操作及び通報	107
第 3 節	水防活動の応援要請	107
第 12 章	人命救助活動	108
第 1 節	人命救助活動の基本方針	108
第 2 節	町の活動	108
第 3 節	消防機関の活動	108
第 4 節	自主防災組織の活動	108
第 5 節	事業所の活動	109
第 6 節	自衛隊の活動	109
第 7 節	学校における災害応急対策	109
第 8 節	帰宅困難者への対応	110
第 9 節	災害救助法の適用計画	110
第 13 章	食料の確保・供給	112
第 1 節	災害時における応急供給	112
第 2 節	町の活動	113
第 3 節	住民及び自主防災組織の活動	113
第 4 節	炊き出し計画	113
第 14 章	生活必需品等の確保・供給	116
第 1 節	応急供給実施体制	116
第 2 節	町の活動	116
第 3 節	災害救助法による被服寝具その他生活必需品の給付又は貸付け	116
第 4 節	町が保有する備蓄物資の取扱い	117
第 5 節	日本赤十字社愛媛県支部が保有する備蓄物資の取扱い	117
第 6 節	県が保有する備蓄物資の供給要請	118
第 15 章	飲料水の確保・供給	119
第 1 節	実施責任者	119
第 2 節	給水方法	119
第 3 節	給水量	120
第 4 節	給水期間	120
第 5 節	給水施設の応急復旧	120
第 16 章	医療救護活動	121
第 1 節	医療救護活動の実施方針	121
第 2 節	情報の収集・提供	121
第 3 節	救護所等における活動	121
第 4 節	被災地及び被災地外の町の活動	122
第 5 節	負傷者等の搬送	123
第 6 節	関係機関等への支援要請	123
第 7 節	協力要請への対応	124
第 8 節	住民及び自主防災組織の活動	124
第 9 節	病院診療所等一覧	124
第 17 章	防疫・衛生活動	125
第 1 節	実施責任者	125
第 2 節	防疫・保健活動	125
第 3 節	住民の活動	126

第 18 章	保健衛生活動	127
第 1 節	保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化	127
第 2 節	被災者等への保健衛生活動	127
第 3 節	保健師等の応援・派遣受入	127
第 19 章	食品衛生活動	128
第 1 節	町の活動	128
第 2 節	住民の活動	128
第 20 章	死体の捜索・処置・埋葬	129
第 1 節	実施体制	129
第 2 節	行方不明者及び死体の捜索・処置・埋葬	129
第 21 章	廃棄物等の処理	132
第 1 節	実施体制	132
第 2 節	廃棄物等処理体制の編成	132
第 3 節	ごみ収集処理の方法	132
第 4 節	し尿の収集と処理	132
第 5 節	災害廃棄物処理の実施	133
第 6 節	野外仮設トイレの設置	134
第 7 節	死亡獣畜の処理方法	134
第 8 節	処理施設の応急復旧	134
第 9 節	住民の活動	134
第 22 章	障害物の除去	136
第 1 節	実施体制	136
第 2 節	障害物等の除去	136
第 3 節	河川の障害物の除去	136
第 4 節	港湾区域における障害物の除去	136
第 5 節	住宅関係障害物の除去	136
第 23 章	動物の管理	138
第 1 節	町の活動	138
第 2 節	住民及び民間の活動	138
第 3 節	死亡した動物及び家きんの処理	138
第 24 章	応急住宅対策	139
第 1 節	住宅応急対策の実施	139
第 2 節	公営住宅等の一時供給	140
第 3 節	応急仮設住宅の供給	140
第 4 節	被災住宅の応急修理	141
第 5 節	経費の負担	141
第 25 章	要配慮者への援助	142
第 1 節	町の活動	142
第 26 章	広域応援活動	143
第 1 節	消防機関の活動	143
第 2 節	町の活動	143
第 3 節	海上保安庁の支援	144
第 4 節	応援要員の受入れ体制	144
第 5 節	従事命令又は協力命令	145
第 6 節	外国からの応援活動	145
第 27 章	ボランティア等への支援	146
第 28 章	自衛隊の活動	147
第 1 節	自衛隊の支援	147
第 2 節	自衛隊の救助活動の内容	148
第 3 節	要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）	148
第 4 節	派遣部隊の受入れ措置	148

第 5 節	派遣部隊の撤収	149
第 6 節	費用負担	149
第 29 章	ライフラインの確保	151
第 1 節	水道施設	151
第 2 節	下水道施設	151
第 3 節	電力施設	151
第 4 節	ガス施設	152
第 5 節	電信電話施設	152
第 30 章	公共土木施設等の確保	155
第 1 節	道路施設	155
第 2 節	海岸保全施設	155
第 3 節	河川管理施設	155
第 4 節	港湾施設	155
第 5 節	農地・農業施設	155
第 6 節	都市公園施設	156
第 31 章	郵政事業の運営維持	157
第 1 節	郵便物の送達の確保	157
第 2 節	郵便局の窓口業務の維持	157
第 32 章	鉄道施設災害の応急活動	158
第 1 節	災害対策本部等の設置	158
第 2 節	情報連絡体制の整備	158
第 3 節	災害応急措置及び復旧対策	158
第 4 節	旅客等への広報	158
第 5 節	避難誘導	158
第 33 章	危険物施設等の安全確保	159
第 1 節	危険物施設	159
第 2 節	高圧ガス施設	159
第 3 節	毒物・劇物貯蔵施設	160
第 4 節	火薬類製造施設・貯蔵施設	160
第 34 章	海上災害応急活動	161
第 1 節	実施機関	161
第 2 節	関係機関相互の通報連絡	161
第 3 節	関係機関の活動	162
第 4 節	大量排出油対策	163
第 5 節	船舶火災対策	164
第 6 節	在港船舶対策	164
第 7 節	陸上施設事故対策	164
第 35 章	応急教育活動	166
第 1 節	学校における災害応急対策	166
第 2 節	応急教育計画の作成	166
第 3 節	高等学校生徒の災害応急対策への協力	167
第 4 節	文化財の保護	168
第 36 章	社会秩序維持活動	169
第 37 章	消防防災ヘリコプターの支援	170
第 1 節	緊急運航要請手続	170
第 2 節	支援活動の種類	170
第 3 節	緊急運航の要件	170
第 4 節	自主出動	170
第 38 章	災害救助法の適用対策	171
第 1 節	災害救助法の適用	171
第 2 節	活動計画	173

第 3 節	救助の種類	173
第 3 章	津波災害復旧・復興対策	175
第 1 章	災害復旧対策	176
第 1 節	激甚災害の指定	176
第 2 節	被災施設の復旧等	176
第 3 節	災害廃棄物の処理	177
第 4 節	義援金、義援物資の受入れ及び配布	177
第 2 章	復興計画	179
第 1 節	復興計画の作成	179
第 2 節	防災まちづくりを目指した復興	179
第 3 節	復興予算（中長期計画）の編成	180
第 4 節	復興財源の確保	181
第 3 章	被災者の生活再建支援	182
第 1 節	被災者の経済的再建支援	182
第 2 節	恒久住宅対策	183
第 3 節	中小企業を対象とした支援	183
第 4 節	雇用対策	183
第 5 節	生活保護	184
第 6 節	農漁業者を対象とした支援	184
第 7 節	要配慮者の支援	184
第 8 節	生活再建支援策等の広報・PR	185
第 9 節	地域経済の復興と発展のための支援	185